

議案説明資料

【 目 次 】

・ **議案第 5 号**

八幡浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について …………… p. 1

・ **議案第 6 号**

八幡浜市都市計画税条例を廃止する条例の制定について …………… p. 3

令和 8 年 3 月
(令和 8 年 2 月 2 4 日提出)

議案第 5 号関係

件名	八幡浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	総務企画部 総務課
根拠法令等	・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）
施行日等	令和8年4月1日 （改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用）

【1. 改正の経緯】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容等を定めており、具体的な内容については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定される俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められている。

令和7年12月に給与法の一部が改正され、俸給月額が改定されたことから、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、改正を行う。

【2. 改正の概要】

(1) 補償基礎額の改定（第5条第2項第1号関係）

別表 補償基礎額表

（単位：円）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340 (12,900)	14,170 (13,700)	15,000 (14,500)
分団長及び副分団長	11,670 (11,300)	12,500 (12,100)	13,340 (12,900)
部長、班長及び団員	10,000 (9,700)	10,840 (10,500)	11,670 (11,300)

備考：（）内書は現行の補償基礎額である。

(2) 補償基礎額の改定（第5条第2項第2号関係）

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げる。

(3) 補償基礎額の改定（第5条第3項関係）改正後の扶養に係る補償基礎額の加算額

第5条第3項における号		第1号	第2号	第3号～第6号
令和7年度	加算額（日額）	100円	383円	217円

↓

第5条第3項における号		第1号	第2号～第5号
令和8年度	加算額（日額）	廃止	433円 217円

議案第 5 号関係

改正前<区分>	改正後<区分>	対象者
第 1 号	<u>廃止</u>	配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）
第 2 号	第 1 号	子（22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子）
第 3 号	第 2 号	孫（22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫）
第 4 号	第 3 号	父母及び祖父母（60 歳以上）
第 5 号	第 4 号	弟妹（22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹）
第 6 号	第 5 号	重度心身障害者



件名	八幡浜市都市計画税条例を廃止する条例の制定について
担当課	総務企画部 税務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法（昭和25年法律第226号） ・都市計画法（昭和43年法律第100号） ・八幡浜市市税条例（平成17年条例第55号）
施行日等	令和9年4月1日

1 都市計画税の廃止理由について

都市計画税は旧八幡浜市のみ課税されており、平成17年の合併協議において、「課税区域、税率は現行のとおりとし、新市の都市計画事業の実施状況のみを、廃止を含めて検討する。」となっていたものの、代替財源が確保できない等の理由により、現在まで合併当初の状態のまま課税されている。

一方、同税の算定基準となる固定資産税においては、令和6年度に旧八幡浜市の全域において国土調査が終了し、令和9年度から国土調査後の新地積による課税が実施され、約3千2百万円の増収が見込まれているが、納税者の立場からすると、増税による負担感が増すことが想定される。

都市計画税は約7千2百万円の税収であり、固定資産税が増収となっても廃止すれば、約4千万円の減収となるが、都市計画税のあり方については、市議会からも見直しを求める指摘を過去から受けているところであり、解決すべき大きな課題であるため、本市の固定資産税にとって大きな転換期となるこのタイミングで都市計画税を廃止することで、この課題を解決するとともに、令和9年度から納税者への負担軽減を図ることとしたい。

なお、令和9年度からの国調地籍課税に向けて、高額増税者への個別訪問を来年度のなるべく早い時期から実施したいと考えており、その際、都市計画税の廃止による負担額の軽減が説明できれば納税者の理解が得られやすいと考え、本定例会にて本議案を提出している。

2 都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条第1項に、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課税するものと定められている。都市計画事業は、都市の発展や市民の居住環境の改善を図るための、公園、道路、下水道などの都市計画施設の整備に関する事業であり、都市計画税はこれらの費用に充てられることとなる。

本市においても、さまざまな都市計画事業を進めているが、それらのうち、旧八幡浜地区の下水道の整備に要する費用として、一般会計から下水道事業会計への繰出金に全額を充当している。

3 都市計画税の課税区域について

都市計画税の課税区域は、都市計画事業の受益を受ける区域で、地方税法で市街化区域とされているが、都市計画上、市街化区域、市街化調整区域の区域区分の線引きを実施していない場合は、条例で定めることとなっている。本市は線引きを実施していないため、都市計画税の課税区域を条例で定めている。

本市条例では、都市計画区域のうち、都市計画事業と受益関係のない地域を別表に規定し、都市計画税の課税区域から除外するといった形で課税区域を設定している。

具体的には、公共下水道整備事業の対象区域を原則としており、その区域は、都市計画法上の用途地域とほぼ同じ地域で、高野地、川之内、国木などの山間部、舌間、合田などの沿岸部は対象となっていない。

[法定免税点以上の課税状況]

区分	土地	家屋	実数
納税義務者	4,443人	5,075人	6,303人
地積及び床面積	1,738千㎡	1,164千㎡	—
筆数及び棟数	9,112筆	8,669棟	—

4 都市計画税の税収について

令和7年度当初調定額 土地：29,359,399円
 家屋：43,312,401円
 計：72,671,800円

[過年度決算額（千円）]

H17	108,773	H24	86,239	R 1	76,618
H18	100,441	H25	84,744	R 2	76,469
H19	101,041	H26	84,088	R 3	72,629
H20	100,034	H27	82,049	R 4	74,138
H21	96,938	H28	79,579	R 5	74,298
H22	95,586	H29	79,719	R 6	72,087
H23	92,878	H30	76,261		